

広島県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道造賀八本松線	東広島市高屋町造賀三五三八番一地先一般国道三七五号交点から 東広島市高屋町造賀三五九六番四地先まで	平成二十六年六月一九日